

I O C（岩切おもしろ倶楽部）規約

（名称及び事務局）

第1条 本会は、「I O C（岩切おもしろ倶楽部）」と称し、事務局を総務担当役員宅に置くものとする。

（目的）

第2条 本会は、岩切地区において、あらゆる世代が交流できるイベントや遊びを通じた学び、歴史や文化遺産の発掘、岩切特産物の活用などにより、地域の世代間交流を促進し、活気ある地域づくりに貢献することを目的とする。

（会員等）

第3条 1 本会は、本会の目的に賛同し、別に定める会費を納める者を会員とする。
2 本会に入会を希望する者は、会長あてに入会届を提出するものとする。
3 会員は、本会の目的が達成できるよう、相互に協力するものとする。
4 本会の目的に賛同する個人及び法人は、賛助会員として登録し、賛助金を納めるものとする。

（役員及び役員の任務）

第4条 本会は、次の役員を置き、任期は4月から3月までの1年とする。ただし、留任及び再任を妨げないものとする。

会 長 1名 会を代表し、統括する。
副会長 1名 会長を補佐し、会長不在の際は、会長代行を務める。
総 務 1名 会長を補佐し、会運営の実務を担当する。
会 計 1名 会費の徴収、出納の事務を担当する。
監 事 1名 会務の適正な運営執行について監理する。
顧 問 若干名を置くことができる。顧問は、会長が指名するものとする。

（組織）

第5条 1 総会
①本会の最高意思決定機関は、総会とする。
②総会は、全会員の3分の2以上の参加（委任状含む。）をもって成立する。
③議長は、会長、会長不在の場合は副会長をもってあてるものとする。
④総会で決議する事項
・役員を選任及び解任
・規約の改正
・予算・決算報告
・その他3分の1以上の会員が必要と認める事項
⑤決議の可否は、出席者（委任状を含む）の2分の1以上をもって判定するものとする。

2 役員会

①第4条の役員をもって、必要の都度、役員会を開くことができる。

②役員会で決議する事項

- ・総会決議に属さない会の運営に関する事項

(会の事業)

第6条 本会は、会の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ・岩切地区のあらゆる世代が交流できるイベントを企画実行する。
- ・岩切の歴史文化遺産を発掘し発信する。
- ・他地区の参考事例を研修する。
- ・岩切地区の関係諸団体との連携を図る事業を行う。
- ・広報誌紙を作成し、岩切地区に広報する。

(会計)

第7条 1 本会の会計年度は、4月から3月までとする。

2 会の出納は、現金出納帳、金融機関通帳をもって管理する。

(会費)

第8条 1 会員の会費は、1年で1000円とし、4月に納めるものとする。

2 賛助会員は、一口500円を納める者を会員とする。

3 何らかの事情により、会費を納めることができない事態が発生した場合は、役員会で協議するものとする。

(退会)

第9条 1 退会を希望する者は、その旨を会長に届け出るものとする。

2 退会する場合は、納めた会費を返金しないものとする。

(作成する書類)

第10条 会に備える書類は、次のとおりとし、役員交代時に引き継ぐものとする。

- ・現金出納帳
- ・総会議事録、役員会議事録
- ・会員名簿、賛助会員名簿

附則 この規約は、2018年4月1日より施行する。